

千葉市立海浜病院 教育研修委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院職員及び地域の医療従事者における医療の知識・技術の向上と患者サービスの向上を推進するため、千葉市立海浜病院教育研修委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の集合研修全体を統括し、年間計画の策定及び運営を行うもの
- (2) 院内の QC 活動報告会の企画・運営
- (3) 地域の医療従事者を対象とした公開カンファレンス、公開研修会の企画・運営
- (4) 地域の医療従事者を対象とした研修計画の策定及び運営並びに評価
- (5) 研修後の報告・記録・評価・管理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研修全般に関して必要と思われること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた者を委員として任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、原則として診療局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として年2回以上これを招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

(別 表)

委員長	診療局長
委員	医師（外科系1人、内科系1人） 看護部1人 医療安全室1人 地域連携室1人 薬剤師1人 放射線技師1人 臨床検査技師1人 NST 運営委員会委員長 緩和ケア委員会委員長 事務局総務班事務職員1人